

合衆国憲法 第1条第8節第5項

「連邦議会は、貨幣を鑄造し、その価値および外国貨幣の価値を定め、またその度量衡を定める権限を有する。」とあります。

要するに「米議会が貨幣発行権、貨幣価値決定権ならびに外国貨幣の価値決定権を有している。」ということです。